

閱 覧 用

平成18年度
第 1 回

赤磐市行財政改革審議会

会 議 録

赤磐市行財政改革審議会

○**事務局** 赤磐市行財政改革審議会の要綱第6条第2項の規定によりまして、過半数の方の御出席をいただいておりますので、この会議の方が成立いたしております。

平成18年度第1回目ということで、赤磐市の安井助役の方からごあいさつを申し上げます。

○**助役** 18年第1回目ということで、市長がごあいさつを申し上げるところでございますが、全国市長会の方へ出張で不在でございます。また、篠田助役につきましては、きょう会計検査が入っておりますので、そちらの方へ出ておりますので、終わりましたら、またこちらの方へ来るとお思います。そういうことで、一言お礼を申し上げたいとお思います。

平素は、皆さん方には赤磐市の行政の推進につきましていろいろな面で御協力いただきまして、ありがとうございます。また、昨年度は、皆さんの御指導によりまして、5回にわたる審議を経まして、赤磐市行財政改革大綱を策定いたしました。平成17年から平成21年までの5カ年間ということで、今後進める方向等を皆さんに御審議いただきました。

合併いたしまして、もう1年数カ月が、早いものでたってしまいました。17年度は予算も各町の持ち寄りというようなことでございまして、主に継続的な事業とかいろんな各町の調整、またそれから今後の市の進む方向、総合計画、また行革等、そういった計画で費やされるというようなことで、18年度は実質的な誕生の元年というふうに市長も位置づけまして、予算の方も17年度が175億円、それから18年度195億円ということで、11.6%の増ということで積極的な予算も組んで進めているところでございます。

と申しましても、非常に財政状況は厳しゅうございまして、合併による事務事業の統廃合、事務の効率化などによりまして経常経費を圧縮する一方で、また皆さんのいろいろな要望がございまして、道路整備、下水道整備、ごみ処理対策、それから少子・高齢化対策、また教育関係では教育施設の安全対策等、いろいろなニーズがございまして、そういったものを実現していくためには、今後とも持続的な発展を遂げるためにも、行財政改革の推進というのは必要なものだと思います。

皆様方におかれましては、後ほど審議していただきますが、今年度6回に及ぶ会議を予定しておりまして、慎重審議していただきまして、赤磐市行財政改革の一端を担っていただき、改革を推進してまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○**事務局** このたび教育長が新しく交代になりました。新しい教育長、花田教育長の方が参っておりますので、一言ごあいさつ申し上げます。

○**教育長** この4月1日から教育長を拝命いたしました花田でございます。昨年まで高陽中学校の校長をさせていただいておりました。こういう立場になりましたので、先生方の御支援、御指導をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○**事務局** 委嘱状の交付に移りたいとお思います。

前回、平成17年度第5回の審議会におきまして、この審議会の会長でありました奥田会長の方から委員の辞退の申し出がございました。したがって、委員の方が欠員となっております。

したので、赤磐市行財政改革審議会要綱第4条の規定によりまして、新しい委員の委嘱を行うものでございます。

新委員は、会議資料1「行財政改革審議会委員名簿」にございます小寺立名様です。

〔委嘱状交付〕

○事務局 それでは続きまして、会長不在になっておりますので、審議会の要綱第5条第3項の規定によりまして副会長の方が議長を務めるということになっております。

副会長からごあいさつをいただき、引き続き議事進行をよろしくお願いいたします。

○副会長 ただいまより赤磐市行財政改革審議会会議運営規則第4条第1項の規定により、行財政改革審議会第1回会議を開催いたします。

市長から今年度の施政方針の中で、行財政改革元年という位置づけで今後取り組んでいきたい方針を述べられております。ということから、我々に課せられたいろいろな諸課題について、その責任もかなり重いものもあるんじゃないかなと思っておりますので、委員の皆さんの真摯なるお取り組みをいただきまして、赤磐市の発展に寄与していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、会議次第第3の会長選出について御協議願いたいと思いますが、この審議会の会長でした奥田弁護士が委員を辞退され、会長職が不在となっておりますので、赤磐市行財政改革審議会要綱第5条第1項の規定により、会長を選出したいと思えます。

委員の互選により、これを定めることとなっておりますので、よろしく願います。

なければ、私から提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長 それでは、会長には、多田さんをお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。拍手でひとつ御承認いただきたいと思えます。

〔拍手〕

○副会長 それでは、多田さんに会長をお願いすることに決定いたしましたので、ここから先は多田さんに、会長にバトンを譲りたいと思えますので、よろしく願います。

○議長 会長に御承認いただきました岡山商科大学の多田と申します。

本来ですと、この会場の中にも私以上にキャリア、年齢などから適任の方がいらっしゃるかと思えますけれども、僭越ながら会長の職を務めさせていただきたいと思えます。

まず、議事に入ります前に、きょうの会議録の署名人を決める必要があります。

赤磐市の行財政改革審議会会議運営規程の第6条第2項の規定によりまして、会議録の署名は2名をお願いすることになっておりますので、委員名簿の順に、先ほど自己紹介されましたけれども、小寺立名さんと、それから杉山順子さんをお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長 それでは、今年度の行財政改革審議会のスケジュールについて、この案につきまし

て事務局から御説明お願いいたします。

○事務局 「平成18年度赤磐市行財政改革審議会スケジュール（案）」ということでお示ししております。

今年度、行財政改革審議会は6回を予定しております。第1回目6月7日で、以後そこで空欄にしておりますが、事務局案としましては、8月、10月、11月、1月、2月あたりをどうかなということ、案でお示ししております。できれば、年間皆さんお忙しいということで、今後の予定についてもきょうの審議会の中で決めていただければと思っております。

それから、内容ですが、既に17年度で皆さんの方に策定をお願いいたしました行財政改革大綱、それに基づきます実施計画でございます。その実施計画の主な内容を、この審議会の方では進捗状況を主にチェックしていただくということ。それについての御意見、それから御審議をお願いすると。それから、その他でも日ごろ感じておられます行革に関する思いをいただければと思っております。

そういうことで、全般を見ていただくわけですが、何分量的に多いので、実施計画に載っております項目ごとに分けさせていただいております。そういう観点から、6月7日、本日は、第1回審議会、会長選出、それから審議会のスケジュール、進め方、それからその後、本日は大きな実施計画の中のフレームの住民参画の推進というものを、取り組みについて簡単にこの後御説明します。それから、民間委託の推進につきましては、現在指定管理者で進めておりますが、それについても簡単に、ということで本日は思っております。

以下、8月、10月以降、民間委託の推進であるとか、行政の情報化による行政サービスの向上等々、セクションごとに分けて審議いただく予定にしております。2月には第6回の審議会、取りまとめ、提言並びに本年度の実績につきましてのお話になろうかと思えます。

○議長 事務局から、今年度の行財政改革審議会のスケジュールの日程と、日程も日にちなど入っておりませんので、大きな枠組みでありますけども、そういう日程と、それから内容について、説明があったわけですが、今年度、行財政改革審議会は、昨年度の秋から皆さんにお世話になりましたこの赤磐市の行財政改革大綱、今後赤磐市のまちづくりをするための基盤ともいいですか、設計図でありまして、大きな枠組みがこれによってできたわけですね。

できて終わりというわけではなくて、きちんと着実に実施していく必要があるわけです。

それをこの審議会ではきちんと市民の目で見たいこうということでありまして、ぜひ忌憚のない御意見をお聞かせ願いたいわけですが、この行財政改革大綱に盛られている以外の話でも、皆さん旧4つの町から来られてるわけですから、いろんな御意見があらうかと思えますので、そういう話もこの会議の中では取り上げて、市に提言をしていきたいと考えており、そういうことも含めて、御意見をお聞かせ願えればと思っております。

このスケジュールですが、文書の5ページをごらんいただきたい。

ここにはこの大綱の中身が一覧としてわかるようになっており、すぐに内容が把握できるか

と思いますが、将来目指す像として、人いきいきまちきらりの実現になっており、これを実現するために基本方針を定めまして、そしてそのための具体的な主要施策を9つ決めたわけであり、この主要施策の1から8までの話、この1から8までの話が、9の議会改革はここでは除外しまして、1から8までの話を網羅的にこの会議の審議事項としております。

本日予定しているのは、主要施策の住民参画の推進の話。

これを主として議論いたしまして、もう一つの主要施策の6の民間委託の推進について、これについては次回も予定をしておりますので、簡単に触れたいと予定しております。

まず、こういうふうな中身で年間6回進めていきたいけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長** 審議の中身につきましては、大体こういう形で進めさせていただきまして、この6回の審議の中で主要施策の1から8までの進捗状況がすべて確認をできると。

主要施策の1から8までの話、それ以外にも各地区にいろんな問題点があるかと思っておりますので、それについてはまたその機会を設けさせていただきますので、その中で御意見をいろいろ言っていただければと思います。

次に、日程の件なんです。きょうは6月7日水曜日ということで、第1回の会議を開いたわけですが、次回が8月、それから10月、11月という形で予定をされております。

きょうお集まりいただいておりますので、この場でこの日にちも含めて決めさせていただきますと、提案は、原則として、その月の第2木曜日の午後1時半という時間を考えていますが、原則として第2木曜日の午後1時半から開催をさせていただくと考えております。

具体的な日程をお話をしますと、8月が8月10日木曜日です。この日の13時30分から会議を始めます。それから、10月が10月12日の木曜日、同じく13時半からと。それから、11月が11月9日木曜日、同じく13時半から。それから、年が明けまして1月ですけども、これが1月11日の木曜日、同じく13時半から。そして、最後の第6回ですが、2月8日の木曜日の13時半からということで、もう一度言いますと、8月10日、10月12日、11月9日、1月11日、そして2月8日という形で、すべてその日の13時30分から開催にさせていただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長** 次に、今日の審議事項2番目ではありますが、早速この行革大綱に盛り込まれた主要施策の具体的な審議の方に入ってまいりたい。主要施策の5番目、住民参画の推進ということで、我々はこの中身についても審議いたしましたけども、集中改革プランの関係でその実施の具体的なあり方についても審議しました。それがこの大綱の25ページの住民参画の推進で、具体的に5つの実施項目を検討しまして、そのそれぞれについて実施のスケジュールなどもこの会議で決めたわけでありまして、それにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** この行財政改革の実施計画につきましては、全部で9項目ございます。

そのうち8項目を市長部局の方で行うということで掲げています。

今回が住民参画の推進ということです。その中には項目として5項目ございます。

パブリックコメント制度の導入ですが、言葉の定義からパブリックコメントで説明をしております。

行政が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、広く住民から意見や情報を提出してもらい、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うものです。

この制度の導入は、パブリックコメントに関する規程を策定いたしまして、全庁的に、统一的に運用していくことです。

18年度、検討を行いながら実施していくことで掲げています。

現在ですが、あかいわ市民提案制度、仮称でございますが、一応案を今策定中です。

趣旨及び目的としましては、広く皆さんからの意見をいただくことで掲げてございます。

制度の概要等は、名称もまだ仮称ですが、あかいわ市民提案制度ということです。

実施期間も今検討中です。

対象ですが、市の基本構想及び市政のそれぞれの分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画の策定、またこれらの重要な改定。

イとして、市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定であるとか改廃に係る案の策定。

ウとして、市民に義務を課したり、また権利を制限することを内容とする条例であるとか、制度の制定、改廃に関する案の策定。

エとして、その他市長が必要と認めるものということで、市全体にかかわります重要なものを決定する場合には、この提案制度を活用していこうというものです。

意見等の募集期間は1カ月程度で考えております。

それから、5番目としては、計画の案の公表及び意見の提出方法ですが、この3月、4月に行いましたこの行革、それから総合計画のときに行いましたが、計画等の案の公表につきましては、本庁の企画課の窓口であるとか支所の方に備えつけて見ていただくと。また、市のホームページ等に掲載するという、そういった方法で行っていくものです。

それから、意見の提出方法は、郵便でもファクシミリでも電子メールでも持ってきていただいても結構ですということで行いたいと思います。

それから、意見の考慮及び公表ですが、これは実施する期間は提出された意見及び情報を考慮して計画等について意思決定を行うものとして、意見及びこれらに対する市の考え方、計画等の修正の内容を公表するということです。 施行は9月1日で予定しております。

この制度についての実施要綱の制定スケジュールですが、4月、5月から検討案を事務局で策定しております。それから、5月から6月にかけて、要綱案、市役所内部でもう一度協議をしていくと。それから、場合によってはいろいろ調整しながら、議会へも制度の導入につ

いての報告をしていくと。

8月になりまして、法令審査会がございます。市役所内部で条例規則等を審査する機関ですが、その中でもう一度規定の整備等を行い、できれば9月1日から施行と考えております。

そういうことで、現在では案を策定し、現在市役所の中でこれからそれぞれの部署の方へ説明し、調整しながら策定していくという段階です。

それから、2番目のまちづくり条例、これ仮称の制定でございますが、これは内容としましては、市民と行政とが協働してまちづくりを進めるための基本方針となりますまちづくり条例というものです。

18年度、検討実施としておりますが、実は、この審議会の中のこの実施計画にも実施検討にしておりますが、具体的にまちづくり条例の関係について実際に制定に向けての作業を開始いたしました。その中で、いろいろ他市の先進例等を見てまいりますと、思いのほか時間を要する、また逆に言えばかける必要があるのかなということが、実態がだんだん浮かび上がってまいりました。

先進地の事例といたしましては、北海道のニセコ町では、まちづくり基本条例というものの制定に4年間というふうな時間をかけて、市民の方、議会、それから庁舎、役場内部での議論を重ねて制定したケースがございます。

こういったケースは、実施計画を検討していた段階では我々承知しておりませんでしたので、1年で条例を制定するというふうにしてはしておりますが、この上程に関する認識不足ということがございましたので、皆様にお詫びするという必要であると考えております。

実際、先進例を継ぎ合わせて間に合わせの条例案をつくりまして、この審議会で御審議いただくことも検討していたわけですが、審議会の委員の皆さん、それから市議会の方の御意見、それから市内部の職員、そしてやはり市民の皆さんの納得、御理解をいただくということが必要です。

そういったことで、この自治体の憲法とも言えるまちづくり条例につきましては、実施計画には反するようなこととなりますが、本年度、条例についてはさらに先進例の情報収集、それから市役所内部での各部署と協議を行いながら、案をつくりまして今年度から来年度にかけて皆さんにお諮りしながら、議論いただきながら、議会、それから市民の皆様に案をお示しして議論を深めていきたいと考えております。

なお、調査研究の途中経過につきましては、もちろん委員の皆様に順次御報告なり御説明をしていき、その中で御意見をいただきながら制定作業を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解の程よろしくお願いいたします。

市ホームページの充実ですが、ホームページの内容を充実し、積極的に市内外へ情報発信するというところで、これは既に行っております。

まず、合併直後ということで、全体の新着情報であるとかまちのニュース、市からのお知らせ

せ、そういったものを緊急避難的に行っております。

そうした中で、議会からの御指摘、それから一般市民の方の御指摘等もございます。

それから、内部の調整といたしまして、真ん中に追加コンテンツと書いております。これをこの1年間かけて追加してまいりました。赤磐市の概要、紹介ですが、それから公共施設の地図をお示ししております。それから、防災の避難場所であるとか、それから市政なんでもQ & A、市政に関するお問い合わせに対する答えということで、Q & A。それから、市役所の申請書等の書類のダウンロードということで、ホームページから市役所の窓口の申請書なんかを打ち出して、そこへ書いていけるというふうな、そういったサービス。それから、特産品・民芸品のお知らせ等々。そういったものの改良を加えてきました。

そういったことで、赤磐市の総合計画であるとか、この行財政改革、こういったものについての経過、それから結果、そういったものもお示しいたすようにしております。

現在ではホームページということで、赤い部分が17年度を中心として追加してきたということです。これにつきましても、今後もより見やすいようなホームページ、それからタイムリーに情報発信したいと考えております。

それから、6番目、各種審議会への公募委員及び女性委員の登用ということです。

これも公募の委員さんであるとか女性委員の積極的登用を推進することで、17年度から実施しております。

審議会の中では、審議会の委員の委員数、その中の公募の委員の数ということで、これもまだ少のうございますが、それから右側の方には、女性委員をこれからはお願いする必要があるということで、女性委員の率も高めていこうということでまとめております。

例えば赤磐市の行財政改革審議会、この審議会におきましては、16名のうち公募の委員で2名、それから女性委員は5名ということでさせていただいております。

赤磐市特別職報酬等審議会10人以内となっておりますが、これはその審議会を開催するその都度委嘱することで、現在では審議会の方は行っておりませんので空欄になっております。

環境審議会とか住居表示審議会とございます。これ未定となっておりますが、これは今後市として設置していくであろうという審議会です。項目だけ上げさせていただいております。

それからもう一点は、その下の方でございます情報公開制度の運営審議会、これも8名となっておりますが、これは平成18年度に設置予定ということで掲げてございます。

赤磐市農村環境改善センター運営委員会となっております。これは10以内で未定となっておりますが、ミスプリントで未定を取っていただきたい。

それから、その下の赤磐市滝山ダム管理委員会も15以内ということで、未定の方削除をお願いしたい。

ということで、全般にこれから今年度協議会の委員を立ち上げていくようなものもございますし、既に立ち上がっておるものを含めて、やはり公募による委員の募集、それから女性委員

の就任というものをこれからも進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、国際交流協会の運営自主化ということです。これも、この国際交流協会というのは任意団体ですが、旧山陽町のときから企画課で行っておいりました事務局につきまして、今後は赤磐市の国際交流協会、この5月にも総会を行いまして発足したわけです。

そうした中で、自主運営を目指して段階的に協会内の企画委員会に委任するため、支援を行うことにしておりますが、やはり行政が自主的な側面から、それから参加者が自主的にということを目指していこうと協会の方の運営の自主化で上げさせていただいております。

資料7で「赤磐市国際交流協会の概要」で、これは赤磐市の国際交流協会へは平成17年7月7日で設立しております。会員数は約70名ということです。

17年度は、実質上は事業をいたしておりません。赤磐市国際交流協会設立に向けての準備会というものを主に行っておりまして、事業をほとんど行っておりませんが、18年度からは少しずつではございますが、イベントを中心として研修会、いろんな催し物やっていくというところで行っております。

それから、協会の中でも国際協力活動ということで使用済み切手の収集、各小学校、中学校、それから施設等へボックスを置きまして、切手を収集しているということです。

2番目の新しい試みとしましては、国際交流ボランティアの登録で、いろんな国際交流がございまして、国際交流活動への参加を希望するボランティアの方を登録しまして必要に応じて活動を行っていただくという制度も行っております。

それから、今後はホームページの作成運営を開発しながら情報を随時提供し、行っていくというふうに考えております。

以上、住民参画の推進につきましてもの現状での進捗状況と説明をさせていただきました。

○**議長** 今御説明ありましたように、住民参画の推進、我々の会議で5項目決定して、そのスケジュールなども決めたわけでありまして、その進捗状況を説明いただきました。

資料は、資料の3から7に詳しい説明があるかと思いますが、この中でまちづくり条例につきましては事務局から御説明ありましたように、まだそういう資料はございません。

というのは、まちづくり条例そのものを作成の体制が、まだこの行政組織内でもできていないということにして、まちづくり条例は、まちの憲法といいますか、これからの地域づくりの非常に重要な条例であります。

ですから、これについてはやはり慎重にしっかりとしたものをつくっていく必要があろうかと思っておりますけれども、その審議をどういう場でどのような形でやっていくのかということについては、まだ今後詰めていくものがたくさんありますので、きょうはこのまちづくり条例については基本的には審議する予定はないわけですが、何かこのまちづくり条例に関して御意見があれば、また後ほど御意見をいただきたい。

まず、パブリックコメント制度の導入で、この制度、非常に行政と住民との最近協働という

言葉を使われておりますけれども、そういう協力して働くための一つの基盤ではないかなと思うわけでありますが、これについて具体的な提案がきょうあったわけです。

あかいわ市民提案制度という、これ仮称ですけども、こういうものをつくるということで、その趣旨、目的、そして実施期間については、これは検討中となっておりますが、そして対象項目、意見等の募集期間、意見の提出方法、それから考慮及び公表のやり方、そして施行実施が今年の9月1日からで、決められておりて、資料の4にはそのスケジュールも具体的に書かれておりますが、この点について御意見等がありましたら。

質問したいんですけども、これまでこういうふうなホームページなど使いまして意見募集などはされてる経験が赤磐市もあると思うんですが、その現状といいますか、ネットを通じてのそういう意見募集ということではどんな状況だったのか。そういうことについてどんな問題点があったか。それを恐らく改良するという形で今回の制度は御提案されたと思うんですけども、どういうところをどういうふうに変えるというか、そういう御趣旨といいますか、そのあたりをこれまでの経緯と含めて御説明いただければ。

○事務局 パブリックコメント制度につきましては、17年度、この行財政改革審議会におきまして大綱の策定、実施計画の策定をしていただきました。それからもう一つ並行しまして、やはり大きな総合計画というものをつくってまいりました。そういう過程の中で、今年この1月に募集を行いました。その募集した関係はやはり期間が2週間ということではちょっと短かったかなということもございます。そして、意見募集を、ファクス、それからメール等もございましたが、意外とその数が少ないことが現実にはございました。

そういった経過でいただきまして、それから今回の場合にはパブリックコメントを、各地域に懇談会にも参りましたので、懇談会の中でのその後の御意見をいただくというアンケート的なペーパーで書いていただきましたんで、そういったものをあわせまして、たしか三百四、五十件あったと思いますが、直接こちらの方に手紙であるとかファクスであるとか、そういったものは件数が若干少なかったと記憶しております。

そういった中で、問題点とすれば、その期間が短かったのかなと、周知徹底というのも問題があったのかなというのが1つございます。

それから、市役所の内部ですが、やはりそれに今回具体的には初めて行ったわけでございますが、いろんな御意見があるのを整理して皆さんの方にお返しするという、時間的に結構かかります。いろんな御意見が重複してございますので、それをある程度まとめて、それに対する市の考え方をそこへ答えていくという、そういう作業が結構かかりまして、このホームページの方で、それから皆さんの方に公表する時期が4月の末ぐらいだったと思います。そういったことで、期間的な物理的な問題がありました。

それから、皆さんへの周知徹底不足というふうに、考えてございます。

○議長 事務局の答え、これまで1月に試行的にパブリックコメントという形でなされたわ

けですけれども、問題点としては、まず募集期間が短かったと。2週間ということでしたので、今回の御提案では1カ月程度という形でその募集期間を延ばしたということがあります。

2つ目には、数が少なかったということで、そのPRが、こういう制度がありますよというPRが少し足りなかったということなんですけれども、それが問題点としてあると。

3つ目としましては、御意見に対する答えの時間というものが、答える時間というのが少し長くかかってしまって、庁内で調整するのにかなり手間取ってしまったというようなところがあるということで、3点ほど、これまでの経験踏まえてこういう提案があったということなんですけれども、どうでしょうか。

委員 パブリックコメントについては、各自治体でなされているところなんですけど、国の方でも昨年行政手続法が改正されて、意見公募手続で、国の機関が実施するパブリックコメントが法制度化されたところです。自治体についてはもちろん適用除外という行政手続法の枠組みの中でなされているわけですが、自治体についてもその行政手続法上、国のパブリックコメント制度に準じて、あるいはもっと幅を広げるような形で工夫してつくってほしいというのが国の方の考え方でした。

各地で工夫しながらつくっておられるところと思うんですが、赤磐市はこれ行政手続条例が恐らくあると思うんですが、この条例との関連で意見公募手続、パブリックコメントを位置づけていくという方向なのかどうかということが1点。これ見ると、要綱という形で、必ずしも条例化はしないようにも見えるんですが、その辺の点が1点と。

あと、意見の募集期間が2週間と短かったので、今回は1カ月程度とするということですが、これちなみに国の方の行政手続法では30日以上とするということで、やっぱり1カ月程度はみてるようで、1カ月あれば割合意見出されやすいのかなという印象は持っています。

それから、周知徹底といいますか、今どういうパブリックコメントを求めているのかどうかということがなかなか市民の皆さんにわかりづらいところがあるんですが、これは広報を通じてやらざるを得ないのかなと思いますが、特に説明といいますか、意見を求める、ここで言いますと条例案とか基本方針の案をぼんとお示しするだけではなくて、それに関連する資料といいますか、情報、これはこういうことでこういう条例を制定しようとしていますというような、関連する資料等も見ようと思えば見れるような、そういう仕組みがあったらいいなと思います。

意見を順次1カ月以内に出していただくわけですが、その間のタイムリーにといいいますか、リアルタイムにどんな意見が今出ているかというのが見れるところまでは、もちろん集計の都合で難しいんだろうと思うんですが、中間集計のような感じで、今のところこういう意見が出されていますと、もちろんそれに対して市の方はこう考えますという意見までは言わないまでも、市民の皆さんに情報を提供する一環として、こういう意見が現在出されていますと、さらに御意見があればお願いしますというような、途中経過でもあれば、より呼び水になって、意

見が言いやすくなるところもあるかなと思いました。

○**議長** 4点ほど御意見がありましたけども、まず周知期間の1カ月ということについては、妥当なものではないかということで、非常に賛同のお話でありまして、1つは、行政手続条例です。これは国の方で先行的に法律ができてるわけですけども、その関係が今回要綱という形で出されてるんですけども、どうなってるのかということで、お答えいただきたい。

それから、周知徹底ということで、もう少し情報を市民の方が得やすくするために、仕組みといいますか、もうちょっと何かあった方がいいんじゃないかという御意見でしたので、この資料を見ましてその点がわかりづらいかなど。PR不足だったということなんですけども、今回の提案制度の概要を見ますと、そのPR不足を補うための施策というのが余り出ていないように思いましたんで、その辺はどうでしょうか。

そういう周知徹底の仕組みについて、もし具体的なものがあればお答えいただきたい。

もう一つ、提案ですけども、募集期間に中間的に今こういう意見が出てますよということを市民の方に提示して、それが一つの呼び水になって、また意見が出やすくなるんじゃないか。

○**事務局** 第1点目の行政手続法の一部を改正する法律というのが施行されまして、それにこういったパブリックコメントを対応しているのかということですが、今考えておるのは、要綱で設置しますが、その手続を組み込むというんですか、取り組むという前提にしています。

2点目の募集期間ですが、これも前回の2週間というのは全体の策定する期間がございました関係で2週間になりましたが、これも30日以上ぐらい確保するという方向です。

それと関連しまして、市民の方に周知徹底するということから、先ほど御意見あった計画案等に関連する資料、当然そういった関連する資料も、これは物理的には窓口の方へ来ていただくとか、ホームページで関連資料も見えるように考えております。

4点目の意見の中間集計ですが、これについては若干まだ今回は最初に行いましたのはパブリックコメントについて、パブリックコメントといいながらもアンケート調査的なものも一緒に含めましたので、件数が多ゆうになりましたが、この中間集計でということにつきましては、今後検討課題ということにさせていただきます。

○**委員** もう一点あるのが、恐らくこの市民提案制度で提案できる方は、特に赤磐市民の方、住民票のある方に限られてはいないのかな、だろうとは思いますが、例えば外国人登録なさってる方とか、あるいは赤磐市内に事業所をお持ちの企業の方等も入れていただけののかなという、そこも最後に1点だけ追加で質問をさせていただきます。

○**議長** 今の対象者ですね、外国人の方とかその企業の関係者、こういう方々はどうなってるんでしょうか。

○**事務局** これもいろいろ今後検討する余地がございます。市民等の中にどういうふうな格好で含めていくかというのは、今後の細部にわたります検討課題にさせていただきます。

○**議長** 検討課題ということで、また、決まりましたら、いろいろお知らせ願いたい。

そのほかの方で、何かこの市民提案制度について、こういうことがあったらいいのではないかとか、ありましたらお聞かせ願いたい。

○副議長 パブリックコメントを求めるのに、精通された方は要領、要綱がわかって対応してくださるんですけど、一般的に声を求めるときに、なかなかなじめない人たちもおられるわけなので、その求める方法の内容をもう少し検討をする必要があるんじゃないか。

そうしないと、こういうような意見は、例えば検討してくれるんじゃないかとか、内容的に自分たちの地域のことだけを取り上げて物を言っても、そういうことを取り組んでくれるのやろかとか、検討してくれるんじゃないかというようなこともあると思うんです。

期間がどうしても短いということで、性急な検討ができなかったということもあるんじゃないかなと思いますんで、その辺の考え方もひとつ改めていく必要があるんじゃないか。

○議長 2つありましたけれども、期間については長い方がいいということなんですけど、最初の御意見としまして、こういうふうに意見を求めるということになっても、なじめない人といいますか、どうしても意見を言われる人が特定の方に限られてしまって、いつも同じ人が意見を言ってるような状況というのがやはり出てきてしまって、本当の意味でのパブリックになってるのかということだと思っんですけども、そういう意味で、すそ野が広がるような工夫といいますか、いろんな人がなじめるような形になるにはどうしたらいいかと。

○事務局 すそ野が広がるかどうかは別といたしまして、パブリックコメントも、これも一つの新しい手法でだんだん取り組んでいくものです。従来のものももちろんございます。

従来の方法は、やはり計画とかいろんな条例を制定したりとか改廃する場合には、それぞれに審議会とか、それから関係する機関の中での御審議もいただきますので、例えば制度的なものが変わるという場合には、そういう関係機関とか、それから審議会の中での御意見というものが何うようにしております。それから、広くは、やはりそれぞれの通常の業務の中でも当然そういう御要望はあるわけでございますので、パブリックコメントは一つのまとめたこういう制度的なものですけど、それ以外にもそういう審議会であるとか通常の業務の中であるとか、そういう御意見はいただく場は結構ございますので、それと組み合わせながら総合的に、一人でも多くの方の御意見が出していただけるようにしていただきたい。

パブリックコメント制度につきましても、そういうふうなことも含めて、今後もう少し細部を煮詰めていく必要があるのかなと考えております。

○副議長 制度を市民の皆さんが理解するということが、それからこのパブリックコメントに自分たちが参加することがどういう意義があるのかということ。そういう中身についても、こちら側も、事務局側ももう少し対応の仕方と、それから市民の皆さんにも理解をしていただいて参加していただくということをしないと、本当の真の意見を求めることにもならんと思うんです。そういうことを理解する人たちだけの意見なら、大体いろんな会議とか審議会とかいろんなところで聞くわけですから、そうじゃなくて全体的からこう意見を求めるわけですか

ら、そのことのやっぱり取り組み方を検討する必要があるかなと思っております。

○**議長** 合併をしまして吉井町から山陽町まで北から南に長くなりましたんで、それぞれの中でいろんな御意見ありまして、それがこういうふうな制度があると御存じない方もいらっしゃるし、知っててもなかなか出しづらいという面もあると思いますので、出てこられる、意見を出される人というのは、大体こういう会議なんかにもよく出てこられる人が多いかと思しますので、それ以外の方にどうやってこういう参加の意義といいますか、知らせていくか。制度ができて運用できなければ意味がないわけですし、そのあたりの啓発活動といいますか、そういうものもこの制度がうまくいくためのポイントじゃないかという意見だったと思いますけども。

○**委員** 市が基本的な政策等を決定する際に原案を市民に公表するということですが、この公表するのはどういう方法で広報、公表するのか、一々政策を決定する際にこういう政策ということのを別に難しいことを書いて公表するのか、それとももう少しわかりやすく、毎月広報紙が出とりますが、赤磐広報紙というのは割合市民の人は関心持って見とられると思うんです。そういうところへでも、余り難しゅう書いたらまた読みにくくなるんで、わかりやすく、それこそ最初は、第1ページぐらいへ大きな見出しで、こういうことをやろうと思うんじゃないかと。それで、これに対して意見とかなにががあれば、さっき30日ほどあればと言われたけど、その期間内ぐらいに意見出してくれということを広報しときゃ、それで済むのかなという気がするのですが。余り難しく考えると、なかなか意見も集まらない気もしますし、余り難しい文章が来たら、もう読まずにそのまま放っとく場合が多いんで、読んでもらおうと、そういう広報紙なんか利用した方がいいのではないのかなという気がしたんで。

それから、意見とか情報を収集する場合でも、その広報紙へ書いとけば、いつまでにひとつどんな意見でもよろしいから出してくださいと書いておけば、それで済むのではないのかなという気がすんですけど。

○**議長** 今の話は、この提案制度の周知徹底のための手段として広報紙が非常に有力な手段じゃないかと。ここを充実されればかなりいいのではないかなということなんですけども、確かにそうだと思いますね。広報という、広報紙が、まず非常に大きなこれまで市のいろんなPRをしてるものですから、そういう媒体はもちろん利用するという事なんですけど、今ネットとかいろんなものが使われるようになりましたので、そういうものも活用すればいいのではないかという御意見と思うのですが。

○**委員** 各地域の区長とか町内会長にはお仕事を増やして申しわけないような感じはするんですが、そういう人たちが広報紙を見て意見を出せるぐらいな人なら大抵どこにでも意見を出していけるエネルギーを持っていますので、区長とか町内会長とかが、例えば杉山さんという高齢者家族がいて、実は杉山さん、あのパブリックコメントという制度ができてなあと聞いて、何か、御不自由なことで、通る通らんは別として、こんなん出してもらうたら私からお

伝えはできますけどねというような制度、そういうふうに言っていただけるようなことになれば、別に紙に書かなくても、目が不自由でも耳が不自由でも、大きな声で言ってもらったり、それから目が不自由で文字化しなくても、いや、実は区長、こんなことで困っとなよって、これはどうかならんのんじゃないかとか、自分の方から言うというのはなかなか難しいので、尋ねてあげるようなことが可能ならば、それも1つ方法の中に加えれば、もう少し弱者の意見が取り入れられるかなという気はいたします。

○**議長** 広報紙も確かに大事なんだけど、それを見て、じゃすぐに言えるか、いろんな意見を出せるかというところじゃないだろうと。やはり、仲立ちをする人が要るんじゃないか。

その仲立ちをする人というのは、1つは、区長のような地域のいろんな世話役が大きな役割を果たしていただけるんじゃないかということで、そういう方がどう動くかによって、意見を言いにくい人もいろいろ意見を出していただけるような雰囲気が出てくるんじゃないかということなんですけども、例えば、区長とか、集まり、多分市でもあると思うんですけども、そういうところでパブリックコメント制度の啓発活動ですか、そういうことをしていただけたら。

○**事務局** 御指摘のとおり、広報というのも一つの方法です。

この市民提案制度についても、いろんな機会をとらえてこれから皆さんに、広報も恐らくそうですし、今区長、町内会長の定期的な会議もごさいます。

そういったことも含めて、あらゆる機会をとらえて、これからこういうふうなことで行っていくというものを、原案ができましたらそれをお知らせしていくことで考えております。

○**議長** そういう会議の中でも、ぜひ周知徹底というか、啓発活動をお願いいたします。

次に、ホームページの充実で、これにつきましては資料の5が現在の赤磐市のホームページの内容ということで出ております。

一番右側の現在という列がそれでありまして、皆さんがこのホームページ、御覧になっていると思いますけども、そういうものを見られて何か御意見がありましたら、また意見を反映していただけると思いますので、ぜひ忌憚のない御意見をお願いしたい。

2005年度は、例えば赤い字で書かれてるのが追加部分ですけども、公共施設だとか病院だとか防災関係の地図が書かれてることで、これらの地図というのは、非常に便利なものでして、こういう情報を是非ホームページに掲載していただきたいなと思いますし、スポーツ施設とか図書館などの施設もよく使われる方はいらっしゃると思いますので、こういうものも重要かと思いますが、どうでしょうかね、こういうものが足りないとか、あるんだけど何か使いづらいといひますか、もう少しこういうふうに変えてくれという内容があれば、御意見を。

○**委員** 以前の旧山陽町のホームページであったものが抜けると部分が大部分あるんです。

そのフォローをどうするのかなと思って、例えば歴史のことなんかでも以前ですと結構いろんなものを載っけとったと思うんです。以前のものでいいものは残す、あるいは復活させる。それから、不要なものは省くということがもっとできてもいいのかなと。

何かかた苦しいんですよ、一言で言えば、ホームページがね。もっと柔らかくてもいいんじゃないか。

というのは、利用するサイドの立場にどうも立ってないような、トップページからしてそうなんですけども、何か開いてみるととんでもないものが、クリックしなけりゃ、何遍もクリックしなきゃ出てこないというのは使う立場を考えてないのかなという、例えば生活とか赤ちゃんが生まれたときどうだとかこうだとかというんでも、結構難しいスケジュールや建て前だけが出てくるんで、言やあ生まれたらどうすればいいんだとか、お金をあるいは補助をもらうためにはどうすればいいんだとかという、使う人が考えとることがまずあって、その後、出生届のことやいろいろあればいいわけで、使うサイドはそういうものを見とるわけです。

子供が生まれれば、その届け出をするのは何日だったかなというのを知りたいわけで、あるいは出産手当ですか、こういうふうにすればいいとかということがまず欲しいわけです。

そこが先であって、後、細かなことあるいは規定でわかっということというのは、片隅でもいいわけですよ、逆に言えば、使うサイドから言えば、そこができてないんじゃないか。

パブリックコメントの話との絡みなんですけど、全く一緒なんです、パブリックコメントという横文字が出てきますけども、今までの町政のやり方にしても町会議員なり区長、町内会長、利害関係者にそれぞれ意見があって、集約して、政策なりが実行されておると思うし、政策の途中で問題が出ればそういうフィードバックを当然しておったわけですが、改めてパブリックコメントなんていう言葉を出してくると、何をしなきゃいかんかという、実は視点が違うんで、原案はだれのために作っているのならということです。

もっと言えば、税金をいただいて仕事を誰のためにしているかというなら納税者のためにしている。

その視点があれば、特に基本の部分がそれが認識があれば、制度的なものや細かいことというのはすべて案外決まるんじゃないかと思うんで、今の時代、ここ数年変革の時代とは言われますけども、その辺で公務員の個々人の方の頭の切りかえ、意識改革というのが共通しておるんで、このホームページのコンテンツの問題も先ほどのパブリックコメントの問題も、ベースの部分、意識の部分の変革をしてくだされば随分はっきりとするものが共通としてどうもあるような感じがするんで、一言申し上げます。

○議長 この改革の基本的な視点といいますか、そういうものを御示唆いただいたと思うんですけども、今不要なもの、全体通して要るのもわかるんじゃないかということなんですけど、例えば具体的に〇〇さんの目から見まして、現在のホームページ、どういうところをどういうふうに変えたらいいのかというのは何かありますか。

○委員 具体的に、私立大学で熾烈な学生の募集をやっとるわけですね。

実はああいうものを見てほしいわけですね。どういう入り方をしとるかということです。

大学のPRの部分と受験生とあるいは親御さん、それから一般の方というふうな入り口が

あるわけですので、この視点が最近増えてきたんです。

のんびんだらりとぼらっと出しとったんですが、受験生向けの、受験生には必ずスポンサーの親がいるわけですね。そういう視点をやはり持ってほしいなということで、どうも入り方に、のんびんだらりと、画面が変わらなくてもいいのに、何かトップだとかというふうな、短いのに、いわゆる内容が。

わざわざ何か下の方へトップなんていう、だれもクリックしないもの、あんなもんつける必要ないわけです。

もちろん、携帯電話で見えることも考慮しとるんかとは思いますが、個人的に申し上げればそういうよそのホームページを、助役、市長含めて、よそのホームページを見れば個人的に持つ感想というのがあると思うんです。それが我が市にあるかないかということなんです。これはいいなものとはほとんど手法として取り入れてください。

具体的に言えば、画面でも見せてもらえば、ここはちょっとこうの方がいいんじゃないのというのは、結構便利に使わせてもらっとる部分もありますんですけども。

例えば様式を具体的にこの中から出るように、最近コンテンツとして増えてきました。

だけど、実は私行政書士やとりまして、土地の境界等にも、特に測量を含めてやっとなんですが、様式を勝手に変えて、結構やっとなプロから言わせても、何で勝手にそんなに変わるのという部分が1つはございまして、一般市民からいけば、何でそんなふうに様式を変えたりするのという理由が。わざわざこんな堅苦しい様式をつくる必要ないものが、実はこの合併か何かを機会に出とるようなんですが、あんなものが必要なかなと思うと。

あれこそ細かい費用ですが、無駄なことなんで、従来のく簡単な、逆に言えば個々人がいわゆるワープロソフトがあればできるような申請書でいいはずなんですけど、わざわざ何か様式を印刷して、もちろんそれは内部の論理なんです。市役所の担当者は楽かもわからないけど、出すサイドの話が、あるかというたら実はないんです。それも含めて、先ほどのことを考えていただきたい。

○議長 ○〇さんからユーザー側の視点に立って、画面を工夫していただきたいことが出てまして、特にお仕事の関係で、書式がいろいろ簡単に変更などなされてしまってるんですけども、それが何とかならんかということもありましたが、今の御意見に対して何かあれば。

○事務局 ホームページの成り立ちですか、合併直後の内容をまず去年の3月のときには行いました。その後、やはり不足しているものを次々と足してまいりました。

例えば、防災の避難場所なんかを図示していくべきではないかとか、それから公共施設がどこにあるのかというのが合併して見づらいつつとか、といったこともありました。

それから、携帯電話からの見えないかとか、それから英語版でのページを増やしてやるのか、それから新着情報でこういうふうなことをしています市からのお知らせ等を充実していったということです。常に新しい話題なんかは次々と流していつておることです。

毎日変わってまいりますので、その手入れの方が大変だということも、1つには、これ言いわけになりますが、それは新鮮なものをいつも皆さんにお出しするということです。

ですから、広報なんかも、広報が皆さんのお手元に配ると同時にホームページでも見えます。議会の方はまだでしたか。広報については見えるようにしております。

やはりホームページの、ユーザーの立場からもう少しクリックしても見やすいとかということも、これも情報をいかに載せるかということと並行しまして、見やすいホームページというものこれから考えていく必要があるかと思っております。

それから様式ですが、これも各担当と調整しながら行っておりますので、少しでも皆さんが使いやすいという視点に立って一応しておるつもりですが、その辺も含めて内部でも調整しながらやってまいりたい。

ホームページについては、日夜これ正解というものもございませんので、他のホームページのよいところ、それからうちの中での御指摘、うちの内部、内外の御指摘をとらまえて次々とやっていく、新しく更新していくというふうに心がけております。

○議長 ホームページは、パブリックコメントとも絡んで、赤磐市のやってる話を市民に伝える非常に重要な手段ですので、これからも逐次いろいろ変更されたりして見やすいもの変わっていくと思いますけども、またそういうところで御意見をいただければ。

○議長 時間が長くなりましたので、11時10分まで休憩させていただきます。

午前11時5分 休憩

午前11時10分 再開

○議長 今度審議会の話ですね。大綱の25ページにあります住民参画の推進のところ、審議会への公募委員及び女性委員の登用で、資料の6に具体的な御説明があったわけですが、現在あるいは今後こういうふうな審議会や委員会がつくられると、あるいはつくっていることなんですけれども、公募委員の数、女性委員の数ということで、現状も資料の6には書かれております。これについて、どういう御意見があるのかお聞かせ願いたい。

○委員 公募委員の問題ですけども、例えば介護認定審査会、これは40人、多いんですけども、これは何班かに分かれてやっておられるんだろうからいいと思いますが、中には20人以上といった審議会とか、これは人数が多過ぎるんじゃないかと思うんです。

これは報酬が出たり出なかったりしてる審議会もあると思いますが、ただ意見をいろいろ求める場合に、例えば57人というたりするところもあるんですが、資料6の方の学校給食センター運営委員会ですか。これは皆さんの意見を求めておったりすれば、かなり時間もかかり過ぎるし、意見を言えない人もたくさん出てくるんじゃないかと思うんで、できたら15人以内ぐらいが、多くても15人ぐらいが適当じゃないかと思うんですが、余り多い人数の審議会が沢山あるんで、その辺は検討した方がいいんじゃないか。

○議長 審議会・委員会の委員の数をみますと、例えば2ページ目ですね、赤磐市立学校給

食センター運営委員会というのは57人とか、あるいはその下も人権教育推進委員会30人とか、委員会の委員の数としては少し多いのではないかという問題が御指摘されたわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員 私是人権教育推進委員の中の一人なのですが、人数を減らしても啓発活動、さまざまな活動ができる審議会・委員会等もあれば、広げていくためにどうしてもそれぞれの組織を利用しなければいけないようなものもあると思んです。

やっぱり人数があちこちしているかなと思います。

人権について、保護司会だとか、民生委員会だとか、PTAの団体だとか、そういう諸団体、社会教育関係団体、それから福祉の関係、すべて人権にかかわるような関係団体から1名ずつでも30名というようなことになっているので、〇〇さんがおっしゃっておられたことは、当然もう一度精査し直さなければいけないのかもしれないんですが、どうしても人数がある程度いないとそのことが目的が達成されにくいというようなものもありますので、その辺も精査しながら行政の方は考えていただけたら。

○議長 〇〇さんから、実際に人権教育推進委員会ですか、御参加されておられますので、その経験を交えてお話があったわけですが、人数として30という数が多いのか少ないかという問題なんですが、それぞれの関係諸団体から出ていて、やはりこの程度の人数がどうしても必要なんだというふうな御意見が出されたと思いますけれども、それぞれの審議会などの人数を決定する際の基準、どういうふうな形で決められているのか、説明いただければ。

○事務局 審議会もご覧のとおり沢山ございますが、そのときの基準というのが、具体的には各担当課が決めて、条例なり規則に載せることが原則です。

ただ、この審議会のメンバー等を定める条例を制定するときに、合併の際に、合併の準備の中で各担当部会でいろいろ調整をしながらこういう条例を制定するとか、その内容を検討するという、そういう作業をしてきました。

その中で、やはり最初に各合併の準備会の各部会の中では、例えば10人以内とか15人以内とかというときに、それぞれの一つの審議会でしたら、旧4町のそれぞれの人数をある程度バランスよく3人なら3人、4人なら4人出そうという意見もありました。

例えば旧何とか町だけがとかというふうになっても困りますので、ある程度人数のバランスを考えながらいったというのも一つにはあろうかと思います。

基準というものはないんですが、先進地の例であるとか、それから県内の例も踏まえながら人数を決めていってるということです。

なお、この中で、先ほど御指摘のあった学校給食のセンターの運営委員会ですが、これは57名と多いのではないかということですが、これは給食センターごとに設けておる運営委員会です。従いまして、市内には今5つの施設がございまして、一つの施設に対して委員は15人以内になっております。ですから、最大限いけば5施設掛ける15人ということで75人ですが、現

在57人にしておる実態がございます。

ですから、運営委員会もそれぞれの地域、いわゆる給食センターごとに運営委員会を開いておるのが実態です。

それから、介護保険の方も40名となっておりますのは、7つの認定審査会の合議体でございますので、1つ当たりが6人ないし6人弱ということですよ。

なお、委員の定数につきましては、今後も見直していく必要があるかと思いますが、これも今後の検討課題になろうかと思っております。

○**議長** 例えば給食センターの運営委員会にしましても、57という数字になってますけれども、これは実際には5つのセンターの運営委員会の合計ということでありまして、実際の委員会ではこんなたくさんの人数でやってるわけではないということですね。

介護認定審査会も7つであるという形で、会議ごとにそれぞれ意見が出やすい人数ではないかということで、こういうふうにな人数が多くなった背景には合併ということがありまして、どうしても地区ごとの人数、平等化といいますかね、不公平にならないようにということになりますと、現状に合わせるとこういうふうな形になってしまったということだと思います。

○**委員** 給食センターも5施設あるということですが、これも一つにまとめた運営委員会でもいいんじゃないかと考えますし、先ほど〇〇さんがおっしゃっておいりました確かに啓発とか、そういったものは人数が多い方が皆さんに伝わるというのはよくわかるんですが、意見を求めたり審議をするのは人数少なくても、ほかに啓発の仕方とか皆さんに協力を求める方法は別にあるんじゃないかと思うので、審議会は人数が少なくてもいいんじゃないかと。

○**議長** 審議ということであれば、例えば給食センターの運営委員会などでも、別に5つなくとも統合して、そこである面トップダウンになりますけども、そこで決めたことをそれぞれやればいいんじゃないかと。それで、合理化していけばいいんじゃないかという御意見ありまして、それから人権の関係についても、啓発は啓発で別の機能として、審議ということでは別にこんなに人数は要らないんじゃないか。啓発は啓発で別の形で担保すればいいという御意見だったんですか。

○**副議長** 行革ですので、いつまでも地域の施設を優先するとか、それから地域を考慮した委員会なり審議会なり協議会なりの運営を続けていたら、その内容はいつまでたっても抜け切れんと思うのです。

財政が厳しくて、一緒になろうとってなってきたということの位置付けを、市民の皆さんに、それぞれ関係者の皆さんによく理解して、縮めるものはどんどん縮めていって、少数精鋭の意見を求めていく。それが行革じゃないかなと思うのです。

それで、そのことがなかなか行政側に携わっていると、地域の皆さんから大きな声も出たり、いろんな反発も出たりすると思うんですけど、そのことを乗り越えないと、いわゆる内容を改めていくことにはならんと思うのです。

声が反映されないならば、反映されるような人員構成なり、内容構成を考えていけばいいのであって、いつまでもその地域の施設を考慮した会議をやる必要はないんじゃないか。

○議長 合併をしまして、今、赤磐市、大きな市になったわけですが、それを契機に、いつまでも地区ごとでいろんなことをやっていくというようなことをやっていたんでは、なかなか行革ということにはならないのではないかと。

やはり、合併を機に人数を絞って、そこでいろんなことを決めていくと。地域の声はまた別の形で担保すればいいという形の仕組みにしないと、合併をした意味がないという意見でありまして、そういう意味では、やはり給食センターも、別に5つのセンターがあるから5つつくらなくてもいい、給食のセンターを運営するということでは同じであるから、何らかの形で統合して、そこで決めていけばいいんじゃないかという御意見であります。

○副議長 ごみの問題なんかも、収集、分別のなんかも、合併してからは1年以上たったわけですが、4地域がばらばらの取り組みのやり方をしとるわけです。行革で、合併してきたわけですから、一つの方向性で環境問題も取り組んでいけば、もっと予算的にも内容的にも、やはり絞った形で運営ができるんじゃないか。周知徹底が、地域を余りにも考え過ぎるとなかなか前へいかないと思うのです。怒られるときは徹底的に怒られて、やっぱり一つの方向で、お金がないんですから、これから生み出す方法もないわけなんで、生み出す方法がなければ何とか少しでも絞って行ってやっていく方向、一つの方向でお互いに協力していくことを考えていかないとよくなっていかないと思うのです。

ですから、そういうあらゆるところをもう少し考えていくなれば、絞れるところはどんどん絞って行って、一つの方向で皆さんに理解、協力していただくことを、行政側のそれぞれの原課が努力、汗をかいていかなきゃいけないと思うのです。それができないということで、いつまでも地域を重要視した体制で物事を進めていくこと自体が大きな問題じゃないか。

そういうことを取り組める人材を育成しなくてはいけない。

そういういろんなことに精通できる、それぞれの地域の皆さんの参画をしていただくだけの人材を育成していかなきゃ、なかなかそんなことは前へいかないと思うのです。

さっきのパブリックコメントでもホームページでも、そういうことに精通した人材を育成していけば、地公法、いわゆる地方公務員法や自治法に縛られた職員が考えることよりは、そういうことを一生懸命勉強した人を採用して行って取り組んでいただければ、そういうお役所の枠に縛られた形でない、住民サイドに立った物事が取り組んでいけるような気がするのです。

その辺をもう少し行政側が意識改革をしなくてはいけない。

○委員 今の〇〇さんの意見、よくわかるんですが、私は吉井の方から来ております。

やっぱり地域性も考えていただいて、取り残さないように、遠くの北の端ですが、考えて一緒に行動していただきたい。

○議長 〇〇さんから、地域の声ということで、やはり心配されていること、よくわかった

わけでありますけども、行革ということで、やはりお金が潤沢にあるわけではないという中で、地域の声は地域の声で担保する。その中で、やはり意思決定はもう少し統合して効率的にやっていく必要があるんじゃないかと。そういう点が今非常に論点として出てきてるわけですが、そのほかの方、いかがでしょうか。

○委員 確かに〇〇さんがおっしゃったように、行革ということになれば、かなり思い切った、高いところから飛び下りるような気持ちで見える見方を変えにゃいけないだろうということはあると思います。

それから、バランスを考えた物の考え方も必要だろうと思いますが、どちらを優先するかということについては、お金がないということを前提で、ある金で効率よくやろうとすれば、なかなかその辺の境というのは難しいだろうと思うのです。

ですから、この会議の数の問題もあるでしょうし、その辺がどうしたらいいかというのはやっぱり一つのコンセンサスというのが要るでしょうし、それから執行部としても確かに今まであったものを減らすとか、あるいは人間の数を減らすという、会を減らすということや人の構成員を減らすというようなことについては、恐らく抵抗があって、非常に判断しにくいんじゃないかなと。

ですけど、流れとして徐々に、バランスは保たないけれども、一つの姿勢というのは大体そう大差ないだろうと思うのです。

ですから、方向としては、〇〇さんが言われたような方向に持っていくことはやむを得ないのかなと。極端なことを一遍にやると波風が立ちますし、できることなら徐々にそうやっていくことがよいのではないかと。

○議長 2つの考え方がありまして、そういう意味で行革というのは非常に難しいことだと思うんですけども、例えば給食センターの運営委員会ですね、これは5つのセンターがあるので5つつくってると。その合計の人数が載ってるということなんですけど、これは要するにいろんな意思決定をそれぞれのセンターごとにやっていって、例えばその連携といいますか、決まったことをほかのセンターとの調整させるとか、そういうふうなことというのはどんな現状になっているのか。

統合することを考えたときに、何かデメリットがあるのか。そういうことがもし今わかれば議論の参考になるかと思うんですけども。

例えば、今センターが57人ですかね、議論の対象になったわけですが、その実情みたいなことを言っていただけますといろいろ建設的な話ができると思うんですけど。

○教育長 5施設で15人以内でそれぞれのセンターで運営をしてくれています。

地域の実態はこれまでありましたので、それぞれのセンターで給食数、あるいは給食の事業の内容、あるいは経費等々の審議をしてきたわけでありまして、今後におきましては、5つのセンターが来年度あたりから1つ統合しますので4つになると思います。そうやってきます

と、今の運営委員は減ってくるわけでありますけども、教育委員会としましては、5つの教育センターを統合した形で協議会的なものを持ちたいと、思っております。

議会からも、そういうふうな話をされておられまして、赤磐市の学校給食センター運営協議会という形での委員会を立ち上げたいと思っております。それで、具体的な各事業所の、事業所というか、給食センターの運営については、所長がおられますから、所長の連絡会議等あるいはPTAの御意見を聞くような場はつくっていききたいと思っております。

○助役 地域バランスの点で、今まではこういった審議会、それぞれの旧4町で、例えばそれぞれの委員会について5人なら5人というようなことで、それが全部いきますと5人が4町でしたら20人になるんですけど、バランスとしたらやっぱり各町から一人ずつ出ていただければ、これは4人で済むわけですから、最低4人以上おれば、各町から、旧町から1人出ていただくというようなこともございまして、旧山陽町でも一応地域別というのはある程度考えておりましたので、ある程度そういった地域バランスを考えながら、もう既に委員全体の数からいったら相当こういった委員会の委員というのを、人数というのは減ってると思いますので、今後ともそういった面は考慮しながら、できるだけ減らしていくように考えたい。

○議長 助役と教育長から非常に明快な御答弁いただいたわけですけども、そうすると給食センターの運営委員会というのは今57という数字になってますけれども、今後は統合して協議会という形で新しく立ち上げることで、委員の数はかなり減るということになるわけですね。

ですから、意思決定の部分については統合して合理化をしていくことになります。

それと、助役から、その他の審議会につきましても、地域バランスを考慮しながら、旧4町の方が、代表を必ず置くような形で、かつ人数は減らすという形で考慮したいということがありましたので、行革という考え方からいきますと、今後は絞っていくということが非常に重要な話ですので、ぜひそういう形で御検討をお願いしたいわけですが、きょう資料に出てますこの6の数字というのは現行の数字ということで、今後、検討の結果としてはどんどんじゃないですけども、減っていくという可能性はあるわけですね、それぞれの委員会は。

そういう中で、ぜひ地域バランスのことも含めて、考慮していただきながら検討していただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 審議会につきまして、非常に行革ということでかなり本質的な議論ができたんじゃないかなと思っておりますけども、もう一つ御質問したいのは、今回この資料6に出てる話、委員会、委員の数は今後もう一度精査をして検討していくということなんですが、この審議会・委員会の今あるものというものは、これはすべて必要なものだとお考えになっているわけですね。これらの、すべて精査された上で、これは絶対に必要だということでお考えになっていることよろしいんですね。その点はいいですか。

委員の数の話をしましたけども、この審議会・委員会、必要なかどうかということで、名

前が出て、ずらずらと並んでますが、地域の実情を知ってらして、もしお考えあれば、その点も御意見いただければ。

○事務局 例えばこの中でも資料6の方の下にございます防災会議と水防協議会、このあたりを一緒にしてもいいかなというふうな考えを持つとりたいです。

それから、資料6のもう一つ、一番最後の方でございますが、これは市の健康増進計画の策定委員会、これも1年間の間につくるわけでございますが、それが終わればなくなるというふうなことでございます。

ですから、法的に必要なもの、それから一時的に必要なもの等々、いろいろ種類もございしますので、一概にすべてが必要ですべてがというふうなことにはなりません、随時見直していく中で対応していきたいと考えております。

○議長 審議会・委員会一覧表になっておりますけれども、この中でも今後検討の上、統合したり一時的に今あるだけのものというものもこの中には含まれてるということですね。

○委員 協議会の形で各地域から出てきて会を構成するような、いわゆる民意を反映させるという、これは重要なことで、そのお話について申し上げたんですが、市全体で考える問題、例えば数字は少ないですが報道委員会なんか10人要るんかどうかという。こんなことは必要ないだろうと。人が要らんというんじゃなしに、数は要らんだろうと思うんですが、全体をよく見ていただいて、市全体で考える問題と地域を盛り上げてつくった問題と、その辺で委員の数が変わってくると思うんです、構成員がね、と思ったわけです。

○議長 ○○さんから、委員会の性質によっていろいろ検討しなきゃいけない点があるんじゃないかということでお話があったわけですが、質問について事務局では何か。

○事務局 全体にまつわるもの、それから個々の事案に対して対応していく審議会等々いろいろございます。ですから、そのあたりも含めて、今後も、同じような回答になりますが、統合できるもの、それから一時的に終了して終わったもの、そういったものを整理しながら、定数なんかもう一度全体の中で見直していくことに尽きると思います。

今後も、市内部でその話、協議をしながら見直しをしていく考えでおります。

○議長 そうしますと、審議会の存在自体の評価、それから委員の数、これもゼロベースでまた審議し、計画していただきまして、またこの会議の中でも御報告いただければ。

資料7ですか、25ページでいきますと、国際交流協会の運営の自主化ということで入れておるものでありますが、この赤磐市の交流協会の概要について何か御意見等がありましたら。

赤磐市国際交流協会がどういうものなのかよくわからないというところもあるんですが、そもそもこれはどういうふうな位置づけになってるんでしょうか。その行革との関連でいくと。そのあたりを説明いただければ。

○事務局 国際交流協会の運営自主化が住民参画の推進の中に入ってまいりましたが、これはいわゆる任意の団体です。旧山陽町のときから平成10年にできました協会でございます、

当時の旧山陽町で行っている事業を協会なんかで市民の、当時は町民ですが、町民の方にいろいろ入っていただきまして、やっていくということで結成しました協会です。

ただ、実質上は事務局主導で事務局がある程度全部準備をして皆さんに集まっていただくという、お膳立てをしてやっていただくというのが主導でしたが、一つの合併を機に、赤磐市全体に広めると同時に、会の運営も、会議の中の企画委員がおられるわけですが、企画委員を中心として自主的な運営で今後は行っていくということで、市からももちろん関係はするわけですが、あくまでも自主的な運営をしていくという中での住民参画の推進というところで上げさせていただきました。

従来の行政主導から市民を中心とした協会の自主化で上げさせていただいております。

○**議長** 担当は企画課で担当されておられるわけですね。それが今後住民の方が主導になってなされるということで、かなり職員の事務も軽減されまして、住民との協働で、こういう協会がきちんと主導しますとありがたいことでありまして、こういうことなんですけれども。

○**委員** 交流協会なんですけども、これが活動の自主化をなさるということでいい話なんですけども、これ基本的には独立採算でやっていかれるのか、あるいは市から補助金を出して支えていかれるのか、その辺の運営の見通し、特に財政面はどういう見通しを立てられてるのか。

○**企画課長** 今までですと、イベントで大きなものもしてまいりました。

それで、例えば夏場にいろんなイベントを行ってございましたんで、そういう関係でほとんど市の方から助成金をたくさん出してございました。ただ、ここ数年だんだんそのイベントの開催もなくなったりもしまして、そういう助成金の方も大分下げてきております。

事実上は、現在18年度も若干は出ておりますが5万円程度です。

あとは、会員皆様の個人会費が2,000円であるとか、それからあとはそれぞれ会費がその中で必要なもの、寄附金の中で賄っていかうという姿勢です。

○**委員** まさに行革の理念に沿ったといいますか、いい方向で進んでるんだなということで賛同いたします。

○**議長** これまでパブリックコメント、それからホームページの話、そして審議会の話と、そして今回の国際交流協会の話ということで、非常に貴重な意見を出していただいたわけなんですけども、最後にこれは言い忘れたとか、この点で一言つけ加えたいということがありましたら、お願いしたいんですけども。

先ほど、〇〇さんや〇〇さんから、こういう住民参画を担うような人材をつくると、こういうことをやっぱりやらないと、こういう制度が、たとえパブリックコメント制度ができて、余り実効性ないんじゃないかとか、そういうお話ありましたんで、これについてはぜひ行政の方、側も住民の人材育成ということも意識して、施策として反映していただければと思うんですけども。そういうことでも結構ですので、最後にお願ひできませんでしょうか。

○**副議長** 実は、この4月から議会の議員に政務調査費が月3万円、年間36万円、それで

26人で936万円という予算がつけられたんですね。

私は、政務調査費はつけることはだめだということじゃないんですが、一生懸命調査研究して赤磐市のために頑張っていたきゃ、議員の資質向上にもなりますからいいんですけど、それをやるんなら、従来つけておった議員の視察費が525万6,000円、同じように計上されとるんです。これが全額ではないにしても、この予算をつけるということは、やはり行革元年というときに、削ることもせずに、増やすことだけをするという議会の議員を厚遇するようなやり方というのは、どうも理解できないんです。

ぜひ、従来の視察研修費というのは、政務調査費で十分自分たちで好きなところへ調査研究行けるわけですから、こういう予算はどうしても削ってもらいたい。このことだけはどうしてもきつく要望したいし、できることならこの8日からの議会の中で全員協議会でも開いていただき、最終日に減額補正をしていただいて、この視察研修費はぜひカットしていただきたい。

もう一点、4町が合併しているいろんな公共投資をすることも大事だろうと思うんですが、公共投資をすれば必ず起債がついて回ります。この起債を消すだけの入りをしっかり検討して起債を発行するということなら理解できるんですが、入りを計算せずに、いわゆる出ること、だからみんなのためにやってやるんじゃないかねえとか、道路をつけてあげるんじゃないかねえとか、こういうことの結果が大きく後年度に起債を、赤字を残すということにもなると思いますので、起債を切ることは入りをよく考えて、入りを考えた起債を検討していただきたい。

○**議長** 1つは議会の関係でありまして、視察研修費ですか、とあわせて今政務調査費がつくということで、ある面二重の経費じゃないかという御意見であります。これをやはりあすからの議会で削減というか、そういう形での検討をぜひしてほしいという御要望であります。

それから、起債につきまして、赤磐市は非常に公共事業をどんどんされております。

その中で、入りですね、よく「入りをはかって出るを制す」ということを財政運営では言いますが、その入りの方を本当に図ってるのかと。その辺が心配であるという、これは御意見だと思いますが、出ました。

簡単にお答えできるものであればお答えしていただければと思うんですが。

○**事務局** 2点のうち議会の方ですが、政務調査費と行政視察ということですが、これは議会にもお伝え申し上げます。

それで、この大綱の実施計画の中にも、急遽これ最後に議会改革の推進を追加させていただいたわけですが、これの32ページの方にも議会改革の推進がございます。その中で5点ほどある中の32ページ上から2段目のところに、行政視察旅費の見直しということで、これも議会の方で上げられております。17年度からの検討に入って、18年、19年から実施ということで上げられております。ということで、とりあえずお知らせということでございます。

2点目の歳入歳出、その辺のバランスですが、当然やっぱり歳入歳出のバランスを見ながら事務事業を推進していくということなんです。これも、今後行財政改革の観点はもちろんですが、

やはり入と出のバランスを見ながら検討していきたいと考えてます。

○**議長** そうしますと、このあたりで審議の方終わりたいと思いますが、もう一つ、審議事項として御用意しておりましたのが民間委託の推進の話です。

具体的には、指定管理者制度の活用ということなんですけども、これについては今後まだ検討すべきことがいろいろありまして、きょうは簡単に今の状況だけを御説明いただきまして、本格的な審議につきましては次回の8月の審議会におきまして、内容も民間委託の推進ということで出ておりますが、そこで審議をさせていただきたいと思います。

きょうは今の現状だけ説明をしていただきたい。

○**事務局** 資料8がございまして、公の施設の管理一覧表ということなんです。

これは表の一番上の左の方に公の施設、全体で245施設ございまして、それぞれ地区集会所、地区広場等々目的ごとに施設数を分けてございまして、この3月31日までの状況ですが、管理委託が全体で100、それから直営施設が140、指定管理が3という内容でした。

そういったことを受けまして、3月議会、この6月議会ですが、それぞれ指定管理に持っていくための条例改正を行っております。条例改正を行った件数を、詳細は省略いたしますが、そういう条例改正いたしまして、この6月議会がもし議決されるなら、予定ですが、6月議会終わった後の状況としましては、直営施設が146、それから指定管理が40、地元の方へ譲渡、集会所等ですが、地元の方へ59という内訳となっております。

(2)というのは、これは用途廃止をいたしまして施設を廃止したということなんです。

それからもう一点ですが、下の表の米印の方にあります吉井高原・是里森林公園と竜天オートキャンプ場、これは3月31日までには含まれておりません。吉井高原・是里森林公園と竜天オートキャンプ場につきましては、4月1日以降に県の方から移管になっております。3月31日のときにはその2つは入っておりませんが、4月1日以降は含まれているということです。

そのうち、吉井高原・是里森林公園については指定管理で地元の自治財産区の方へ、それから竜天オートキャンプ場については当面は直営のままであると、近い将来には指定管理の方に持っていききたいなと思っております。

次回にはこの内容についてもう少し詳しく説明をする予定です。

○**議長** 公の施設の管理一覧表を見ていただきまして、指定管理者の指定につきましても今後具体的に出てくるわけでありまして、この審議につきましましてはきょうお配りした資料の2にありますとおり、8月の第2回の審議会にて民間委託の推進ということで具体的に審議をしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたい。

その審議に当たりまして、何かこういう資料がほしいという御要望があれば、事務局で用意していただければと思いますので、この民間委託、指定管理者制度に関して何かこういう資料を用意してほしいというものがございすれば、意見を出していただきたいんですけど。

○**委員** 全国というわけにはいかないんだろうと思うんですが、指定管理者制度を導入した

町村のメリット・デメリットが必ずあっているはずだと思いますので、そういう実践事例とかを次の会合のときに資料として提出していただければありがたいかなと。

○議長 ○○さんから、それを審議するに当たりまして他の市町村の先進事例といいますか、参考になるものがあればそれを用意してほしいという御要望でした。

そのほか、何かありますでしょうか。

きょう、一覧表が出てまいっておるんですけども、これ具体的な施設名の一覧表もぜひ拝見したいなと思いますので、これも次回の審議のときには御用意いただければと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 もし何かありましたら、また後日でも結構ですので、また事務局に御連絡いただければと思います。

今言いました資料は、審議会の1週間前までには発送していただけるというふうに聞いておりますので、それを見ていただいて、御参加いただければと思います。

きょうは第1回の審議会、これで終わりたいと思いますが、長い間、時間ありがとうございました。

きょうは住民参画の推進で、行革の理念と、それから地域バランスという非常に悩ましい問題がここでは論点になったと思うんですけども、この論点というのは恐らくこれからの民間委託の話だとかいろいろなところから出てくる問題だと思いますので、やはり行革をしつつ、どうやって、原さんが先ほど言われましたけども、各地区の声を反映できるか、そのあたりをぜひ念頭に置いていただきながら、これからも審議していただければと思います。

ぜひ有益な御意見を出していただきまして、赤磐市の市政に反映していただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

これをもちまして第1回の会議を終わりました。